

病院事業庁院内保育業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

院内保育施設の運営を委託するに当たり、委託する事業者を公募型プロポーザル方式により選考するために必要な事項を次のとおり定める。

2 業務の概要

(1)業務名

令和 9 年度、令和 10 年度および令和 11 年度 病院事業庁院内保育業務委託

(2)委託期間

令和 9 年 4 月 1 日から令和 12 年 3 月 31 日まで

(3)施設概要

名 称 ひまわり保育園

場 所 滋賀県守山市守山五丁目 6 番 25 号【県立総合病院敷地内】

定 員 50 名（児童年齢構成は別添「保育業務仕様書」のとおり）

構造等 平屋建て 延床面積 689.7 m²（平成 2 年 8 月竣工）

（増築部分：平成 23 年 3 月竣工）

分 類 認可外保育施設（県立病院の事業所内保育所）

(4)業務内容

別添「保育業務仕様書（特記仕様書含む）」のとおり

3 予定価格

137,856,000 円（消費税および地方消費税を除く）

なお、消費税および地方消費税については、認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書の交付を受ける認可外保育所に該当するため、非課税となる。

4 参加資格

以下の(1)から(5)のすべての要件を満たす者であること。

(1)地方自治法施行令第 167 条の 4 に規定する者に該当しない者であること。

(2)滋賀県財務規則第 195 条の 2 各号のいずれにも該当しない者であること。

(3)滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4)滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和 57 年滋賀県告示第 142 号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。

【営業種目】

大分類：役務、中分類：その他の役務の提供

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、滋賀県物品・役務電子調達システムまたは次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告に係るプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。

・滋賀県会計管理局管理課

〒520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL 077-528-4314

- (5)令和5年4月1日以降、滋賀県、福井県、岐阜県、三重県、京都府のいずれかにおいて、認可保育施設または病院内保育施設の運営の実績（直営または受託）を有する者であること。

5 説明会について

開催しない。

6 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）は、次の(1)から(5)までの書類（以下「運営提案書等」という。）を作成し、提出すること。

- (1)病院事業庁院内保育業務委託公募型プロポーザル 参加申込書（様式1）

8部(正本1部、写し7部)

- (2)運営提案書 8部

運営提案書作成要領を参照のこと

- (3)事業者概要

ア 定款の写し（最新のもの） 1部

イ 会社案内等のリーフレット（最新のもの） 8部

ウ 令和5年4月1日以降において運営実績のある認可保育施設または病院内保育施設の概要がわかる資料 8部

概要：施設の運営形態、沿革、規模、定員、特別保育等の実施状況等、
職員配置の状況（年齢、資格、常勤・非常勤の別、勤続年数）

エ 保育所指導監査結果の写しまたは認可外保育施設現地調査結果の写し
（直近のもの） 8部

※イ・ウは自由様式。

ウ・エについて、複数ある場合は、施設一覧を作成の上、最も定員数の多い1施設のみを提出すること。

- (4)見積額調書 8部(正本1部、写し7部)

運営提案書作成要領を参照のこと

- (5)その他、以下の添付書類（該当する場合のみ、各1部提出）

ア「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録がある場合

同登録証（県発行）の写し

イ次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定がある場合

同認定通知書（労働局発行）の写し

ウ高年齢者雇用確保措置を講じている場合

締結した労使協定または労働基準監督署へ届出をしている就業規則の該当箇所の写し

エ障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって、法定雇用率が達成されている場合

公共職業安定所に提出している「障害者雇用状況報告書」の写し

オ障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって、障害者を雇用している場合

障害者を雇用している旨の申立書（任意様式）

カ「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合

同認定通知書（県発行）の写し

キ障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合

同認定通知書（労働局発行）の写し

ク「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合

同認証書（県発行）の写し

ケ女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合

同認定通知書（労働局発行）の写し

コ「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合、それを証するものの写し

- ① 国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証
- ② 一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録
- ③ 特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録
- ④ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

(6) 提出期限

令和 8 年 10 月 9 日（金）17 時必着

(7) 提出場所および提出方法

下記 13 に示す場所に、持参または簡易書留郵便による郵送で提出すること。

持参の場合、土曜日、日曜日および祝日を除く 9 時から 17 時までに限る。

7 運営提案書等に関する質問および回答

本業務および本プロポーザルに関する質問については、以下の方法により受付および回答を行うこととする。その他の方法による質問には回答しないので注意すること。

(1) 質問方法

様式 2 の質問票により、電子メールで下記 13 に示す場所へ提出すること。

なお、電子メールを送付した場合は、電話で受信の確認を行うこと。また、電子メール以外での質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和 8 年 9 月 24 日(木)正午まで

(3) 回答方法

受け付けた質問事項とそれらに対する回答を集約したものを、令和 8 年 9 月 28 日(月)正午を目途に、質問者に電子メールで回答するとともに、以下の県ホームページに回答を掲載する。

<https://www.pref.shiga.lg.jp/nb00/33015.html>

8 施設の見学

見学を希望する事業者は、令和 8 年 9 月 24 日(木)正午までに、病院事業庁経営管理課にメールで申し込むこと。なお、メールにより申込みをした場合は、必ずその旨を電話で連絡すること。

見学日時、参加人数等は参加を希望された事業者と調整の上で決定する。

9 審査および契約予定者の決定方法

(1) 審査概要

審査員は病院事業庁および関係する所属の職員 6 名とする。

審査委員会において、あらかじめ定めた評価項目および評価点に基づき、提出された運営提案書等の審査を行い、その内容を総合的に審査し、予定価格の制限の範囲内において総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする。ただし、総合点において満点の 6 割未満の場合は、契約予定者とししない。

(2) プレゼンテーション・審査会の開催

ア 実施予定日

令和 8 年 10 月 13 日(火)～10 月 23 日(金)の間で、滋賀県立総合病院内での開催を予定している。

詳細な時間・場所などは運営提案書提出者に別途通知する。

(3) 審査項目および評価点

提出された書類およびプレゼンテーションの内容をもとに、表 1 の評価基準で定められた評価項目および評価点により総合的に審査する。

表 1 による全審査員の評価点を集計後、表 2 の社会政策推進関係の取組および県内に本店を有する事業者の該当の有無に応じて、全審査員の合計点数に各 2 点を加点するものとする。

上記加点分を集計し、最も総合点数の高い者を本業務の契約予定者として選定する。ただし、総合点数が満点の 6 割未満の場合は、契約予定者とししない。

表 1：評価項目および評価点

審査項目		評価点 (満点)
提案内容	提案者の実績および管理運営が適切であるか	10
	保育方針・組織運営が適切であるか	15
	食育方針・食事内容が適切であるか	15
	人材の育成・確保対策が適切であるか	15
	年間指導計画・年間行事計画が適切であるか	10
	危機管理・安全確保が適切であるか	15
	保護者との関わりのあり方が適切であるか	10
	引継ぎの実施方法が適切であるか	10
	その他の取組が施設運営に資するものであるか	5
見積価格 の妥当性 (※)	通常保育（一時保育含む）の見積金額が適切であるか	15
	夜間保育の見積金額が適切であるか	10
	給食調理の見積金額が適切であるか	10
	入所児童数が変動した場合の精算額が適切であるか	10
合 計		150

(※) 見積価格の妥当性の評価は以下のとおりとする。

予定価格の 80%未満 評価点の満点

予定価格の 80%以上 85%未満 評価点の 80%の点

予定価格の 85%以上 90%未満 評価点の 60%の点

予定価格の 90%以上 95%未満 評価点の 40%の点

予定価格の 95%以上 評価点の 20%の点

表 2：社会政策推進関係等（全審査員の評価点を集計後、下記の点数を加点する。）

審査項目	点数
「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている、または次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	各 2
高年齢者雇用確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。	
障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 ①障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている ②障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している ③「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている ④障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている	

審査項目	点数
「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	
環境マネジメントシステムのうち、次のいずれかの認証・登録を受けているか。 ①国際標準化機構が定めた規格 I S O 14001 に適合している旨の認証 ②一般財団法人持続性推進機構（平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター）の実施するエコアクション 21 の認証・登録 ③特定非営利活動法人 K E S 環境機構の実施する K E S ・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 ④一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	
県内に本店を有する事業者か。	
合 計	
	1 2

(4) 審査結果の通知

運営提案書提出者全員に審査会における選定・不選定結果を文書で通知する。
（発送予定：令和 8 年 10 月 28 日（水））

10 契約の締結

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、経営管理課と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約を締結する。

なお、協議が整わない場合は、次点の者と同様の手続きを行う場合がある。

11 失格要件

次のいずれかに該当した場合は、失格とする。

- (1) 運営提案書等の提出期限に遅れた場合
- (2) 運営提案書等に不足があった場合、または指示した事項に違反した場合
- (3) 運営提案書等に虚偽の記載をした場合
- (4) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合
- (5) プロポーザル参加者が契約締結までの間に参加資格を有しなくなった場合はその時点で失格とする。

12 その他の留意点

- (1) 提出書類等において虚偽記載等の不正があった場合や委託先候補者としての信頼性を疑うに足る重大な事実等が判明した場合は、委託先候補者の決定を取り消すことがある。
- (2) 提出書類等の著作権は参加事業者に帰属するが、「滋賀県情報公開条例」の規定

に基づき、請求があれば非公開情報を除き公開することがあるため、公開に支障がある部分については、あらかじめ申し出ること。

- (3) 提出書類等は、返却しない。
- (4) プロポーザルの参加に係る経費は、参加者の負担とする。
- (5) 病院事業庁が提供する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止する。
- (6) 受託申込書および運営提案書の提出は1者につき1件とする。
- (7) 提出書類等を受理した後は、加筆、訂正、差し換え等は認めない。

13 問合せ先

滋賀県病院事業庁経営管理課【県立総合病院別館5階】 担当：加藤
〒524-8524 守山市守山五丁目4番30号
T E L 077-582-5852
E-MAIL nb0003@pref.shiga.lg.jp